

第二百二十二号議案

東京都給水条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。

第六条第三項中「第一項の指定」を「第一項本文の指定」に改める。

第六条の二第一項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第二十九条第一項第一号中「第六条第一項」を「第六条第一項本文」に改める。

第三十二条第六号中「とき」の下に「（第六条第一項ただし書の規定による工事を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における給水装置工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改める必要がある。